

建築物エネルギー消費性能基準等における一次エネルギー消費量算定方法の変更について

平成 29 年 6 月

第四章「暖冷房設備」第五節「電気ヒーター床暖房」の一部を下記のように変更します。

<p style="text-align: center;">変更前 Ver.05（エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver.2.0）</p>	<p style="text-align: center;">変更後 Ver.06（エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）Ver.2.0）</p>
<p>第四章 暖冷房設備 第五節 電気ヒーター床暖房 (略)</p> <p>付録 A 機器の性能を表す仕様の決定方法 (略)</p> <p>A.2 上面放熱率 (略)</p> <p>2) 温度差係数H 温度差係数Hは、当該住戸の床暖房を設置する床の隣接空間が断熱区画外の場合は第三章「暖冷房負荷と外皮性能」第二節「外皮の熱損失」に定義される温度差係数の値を用いるものとし、床暖房を設置する床の隣接空間等が断熱区画内の場合（戸建て住宅 2 階に床暖房を設置し 1 階はリビング等、断熱区画内である場合など）は、1～3 地域の場合は 0.05 とし、4～7 地域の場合は 0.15 とする。 (以下、略)</p>	<p>第四章 暖冷房設備 第五節 電気ヒーター床暖房 (略)</p> <p>付録 A 機器の性能を表す仕様の決定方法 (略)</p> <p>A.2 上面放熱率 (略)</p> <p>2) 温度差係数H 温度差係数Hは、当該住戸の床暖房を設置する床の隣接空間が断熱区画外の場合は第三章第二節「外皮性能」に定義される温度差係数の値を用いるものとし、床暖房を設置する床の隣接空間等が断熱区画内の場合（戸建て住宅 2 階に床暖房を設置し 1 階はリビング等、断熱区画内である場合など）は、1～3 地域の場合は 0.05 とし、4～7 地域の場合は 0.15 とする。 (以下、略)</p>